

2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業（以下、本事業といいます。）を調査するために設置された 100 条委員会より、調査報告書が平成 31 年 2 月 28 日に開催された臨時会に報告されました。また、調査の中で石田町長の偽証が明らかになったことから、告発を行う議案が併せて提出されました。新聞等でも報道されていることから、議会の内容を号外としてお知らせします。

● 100 条委員会調査報告（発議第 1 号）

石田町長が法令等を無視し、独断かつ秘密裏に事業を行ったことが明らかに

*町として守るべき法令や手続きが無視され、石田町長と私人とで秘密裏に事業を行っていた

町が事業を行う場合、地方自治法や条例など守らなくてはならない法令が数多くあり、それに従い様々な手続きを行わなければなりません。

本事業の実施にあたっては、事務を行う職員の関与がありませんでした。町として行われなくてはならない事務的精査や、決裁などの事務手続きは一つ一つ行われておらず、自治体組織として意思決定がなされないまま、町長と町長が事業を委託した私人との間で決められたことが町事業として秘密裏に行われていました。

*外務省や千葉県などの公的団体の名義を無断で使用し、参加者を募っていた

本事業では、後援や協賛として、外務省、千葉県、全日空等の名義やロゴマークが書かれたホームページやポスターを用い、参加者が集められていました。

しかし、外務省や千葉県から提出された証拠書類を確認したところ、外務省は名義使用不許可、千葉県は申請さえ出されていませんでした。また、許可が得られた団体も、本来許可を得ていなければならぬ時期から大幅に遅れ、参加者が決定し、参加料が支払われた後に申請がされていたことが明らかになりました。

*本事業の実施が地方自治法に違反すると思われることから、町顧問弁護士や副町長等が事業の中止を求めたにも関わらず、町長は独断で事業を実施した

石田町長は、「本事業は町の事業だ」と答えています。

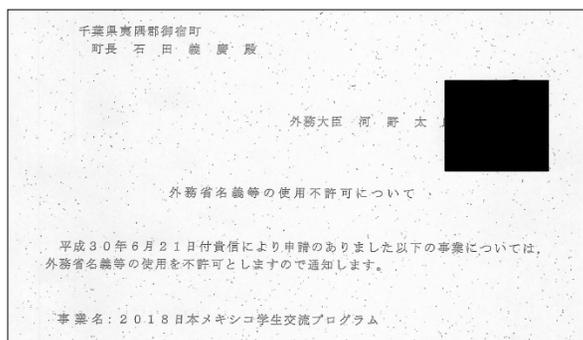
町が行う事務には、①「法律で定められたもの（税の徴収など）」と、②「法律で定められたもの以外に住民の福祉向上を目的とした事務（自治事務：御宿町で例えるならウォーターパークの運営や乗合運行「エビアミー号」の運営など）」の 2 種類があります。

本事業は法律で定められたものではないので、町が行うとなれば自治事務という扱いになります。

町長から提出された町顧問弁護士との面談記録によれば、「事業の一部が自治事務として認められても、事業全体が認められなければ違法となる。」「自治事務とは認められない。やめるべきだ。」と、顧問弁護士から警告されており、さらに事業実施には法的リスクが多々あることも指摘されていました。

さらに、副町長をはじめとする役場幹部職員 10 名が、町長に対し「地方自治法に違反すると思われる本事業の中止」、「混乱の収束と町の名誉回復」、「職員は一切この事業に関わらないこと」を求める申し入れがなされましたが、町長はこれらの助言や申入を聞き入れず、独断で事業を行ったことが明らかになりました。

▼外務省から提出された「外務省名義使用不許可通知」(抜粋)

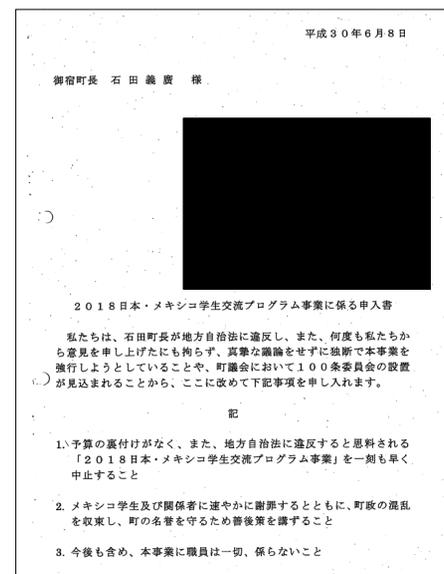


▼町顧問弁護士との面談記録 (抜粋)

○町が留学生を受け入れる、その意味はなにか「外国人に留学を教えることは自治事務でないと思っている。今回のプログラムのかなりの部分で町は関われない。体験交流も講師が住民というだけでは意味がない。また体験した空間が一掃というだけでも交流とは言えず、これらを自治事務と整理するには無理がある。

○本事業において町長の政治的責任よりも公的責任を気にしている。職員の付き添いに伴う旅費や日当などの支払いが違法支出にならないかを心配している。金額は小額でも違法というレッテルを貼られる。違法という判断が出てしまったことによる町のダメージは、この事業を間違えずに徹底に追いつくと思う。大原則として町には違法なことを実施してもらいたくない。それをわかっている町長が実施することならば（私に）止める権限はない。

▼町幹部職員から町長に出された事業の中止を求める申入 (全文)



※掲載した書類は、100 条委員会に証拠として提出されたものです。印影や署名は伏せてあります。

● 議会は「石田氏が御宿町を統轄し、代表する者として不適任」と結論付けた

100 条委員会では、証拠書類や証言等をもとに調査結果をまとめ、「町事業として行われた本事業は、町の公式事業として認められない」と判断し、「石田義廣氏個人が町の名と町長の職印を使用し、私的事業を行っていたと見るのが妥当であり、石田義廣町長が職権を乱用し、公私を混同し、町政を私物化した」と結論付けました。

また、法令より自己の目的を優先させる石田町長の行為は、御宿町のみならず、在日メキシコ大使館、日本国、千葉県等への信頼を失墜させ、400 年以上前からつむいできた御宿とメキシコとの歴史に汚点を残したとしています。

さらに、法令の順守という町長としての責務を果たさない石田氏は、御宿町を統轄し代表する者として明らかに不適任であると報告されました。

この報告は、平成 31 年 2 月 28 日に開かれた議会に報告され、賛成多数で可決されました。

※ 後日、報告書は町ホームページに掲載されます。

●虚偽の証言により、石田町長を告発（発議第2号）

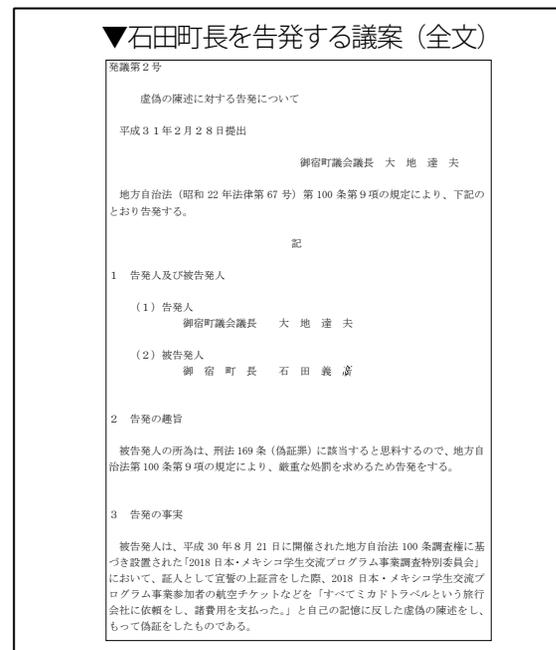
100条委員会の証人尋問では、尋問が始まる前に、毎回、証人自身が「良心に従い、真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えないことを誓う」と宣誓を行います。

また、地方自治法第100条第9項では、宣誓した証人が虚偽の陳述をしたと認められる場合、議会は告発しなければならないと定められています。

石田町長に対する証人尋問は、昨年8月から今年2月まで5回行われ、事実を確認する時間は十分にありましたが、町長が調査で明らかになったこととは食い違う証言を繰り返し行ったことが確認されています。

平成31年2月28日に開かれた議会では、100条委員会からの調査結果が可決されたことを受け、石田町長を告発する議案が提出され、賛成多数で可決されました。

今後、議会として千葉地方検察庁に告発文が提出されます。



発議2号に対する反対討論

※内容は要約して掲載しています。なお、賛成討論はありませんでした。

土井茂夫議員

偽証罪は、もともと起訴されにくく、立件が難しい罪です。この告発状を見る限り、起訴はされがたく、告発を見送ることが妥当と思われま

す。また、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業を実施したことにより、町民は不利益や損害を被ったのでしょうか。私が知る範囲では、そのようなことは散見されませんでした。

以上のことから、告発に反対します。

堀川賢治議員

私が100条委員会を傍聴したかぎりでは、町長が作為的に虚偽発言されたというよう

なことは感じられなく、また、証言にうそをつかなければならない事情があったのかという点にも疑問が残ります。告発は、議会という機関の意思決定ですから、町内外への影響を踏まえるとハードルの高い議決になると思います。町長に対しては、町長が行ったことの問題点を指摘し、おさめるべきではないでしょうか。

よって、告発に反対します。

北村昭彦議員

「何かを欺くためにうそをついた」という客観的事実は見当たらないことから、「自己の記憶に反して偽証をした」という告発には反対です。

今回の事件は、偽証かどうか、告発をするかしないかではなく、100条委員会の報告にあるとおり、「行政の長が議会の議決や法令を無視して執行権を乱用してしまっ

●100条委員会設置に至った経緯

日本・メキシコ学生交流プログラム事業は、メキシコ全土から応募のあった学生が御宿町を中心に約1か月間日本に滞在し、その間行われる語学研修や文化体験を通じ、日本とメキシコとの将来の架け橋になるような人材を育成することを目的としており、墨日交流400周年をきっかけとして、平成26年から事業が始められました。

第1回、第2回は御宿町国際交流協会や御宿アミーゴ会等の民間団体を中心とした実行委員会により行われ、財源が乏しいながらも、チャリティーコンサートの実施や企業・団体からの補助金を受けるなど、資金を確保しながら事業が実施されました。

第3回目からは、町が主体となり、議会の議決を経て、町から財源を投入し事業が行われました。また、議会は、こういった経緯で実施主体を民間から町へ変更したのかを調査する委員会を設置しました。

委員会の報告では、「町の財源を投入するに見合う効果や必要性、関係機関や人員配置など実施体系等の検証を行い、より効果を生み出せる実施主体を検討すべき」とされ、さらに、議会の質疑等では、議員から事業の問題点が指摘されていましたが、第4回目はその報告や指摘に対応せず、従来どおりの事業が実施されました。

その後も事業の検討がされなかったため、昨年3月に提案された

御宿町の平成30年度予算から第5回目となる「2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業（本事業）」の実施に要する経費が議決をもって削除されました。

しかし、昨年5月頃、町長が町事業として本事業を実施していることが発覚しました。

3月に予算が削除され、予算の裏づけがない事業が「町の事業」として秘密裏に実行されていたことから、平成30年6月13日に100条委員会（2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会）が設置され、調査が行われました。

100条委員会とは

自治体の事務に疑惑や不祥事があった場合に、真相を明らかにするため、地方自治法第100条第1項に基づき設置される特別委員会のことです。

100条委員会は、通常の委員会よりも強い権限を持っており、正当な理由がない証言の拒否や、虚偽の発言をした場合、罰金刑や禁固刑が科せられることがあります。

また、虚偽の証言等があったと認められる場合、議会は告発をしなければならないと定められています。

●平成31年2月28日開催 第3回臨時議会 議事日程及び議決結果

議案	件名	発議者	議決結果
発議第1号	2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会報告について	2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会委員長 瀧口義雄	可決
発議第2号	虚偽の陳述に対する告発について	御宿町議会議長 大地達夫	可決